

成年後見登記に関する証明書の請求について

成年後見登記に係る「登記事項証明書」・「登記されていないことの証明書」は、全国の法務局・地方法務局の戸籍課（東京法務局は後見登録課）において発行しています。

請求の方法としては窓口での請求と郵送による請求がありますが、窓口での請求については、栃木県下では、宇都宮地方法務局本局の戸籍課窓口のみでの取扱いとなります。申請用紙類は宇都宮地方法務局の戸籍課・支局・出張所にて配布しておりますが、**支局・出張所では証明書の交付事務は取り扱っておりません。**お手数ですが、戸籍課窓口に直接お越しください。

なお、**郵送による請求については、東京法務局の後見登録課のみでの取扱いとなることから、詳細については同課あてお尋ね下さい。**

その他、成年後見登記に関する内容については、下記のお問い合わせ先にご連絡いただけます。**法務省民事局**(～成年後見登記制度 Q&A～)[<http://www.moj.go.jp/MINJI/seinenkoukentouki.html>]又は**東京法務局**(取扱い事務のご案内・メインコンテンツ)[<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>]をご覧下さい。

【お問い合わせ先】

住所 〒320-8515
宇都宮市小幡二丁目1番11号
宇都宮地方法務局戸籍課
電話 028-623-0921(ダイヤルイン)

【郵送請求先】

住所 〒102-8225
東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
電話 03-5213-1360(ダイヤルイン)

◎証明書を請求できる方

本人、その配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人などに限られます。

配偶者・四親等内の親族が請求する場合は本人との関係が分かる戸籍謄抄本等が必要になります。(ただし、本人から委任を受けて代理人として請求される場合は不要です。)。

また、代理人が請求する場合には、別途「委任状」が必要です。

◎証明書の請求に必要なもの

●申請書

下記リンクから印刷してご利用いただけます。

※申請書用紙は、宇都宮地方法務局の戸籍課・支局・出張所で配布しています。

●証明手数料

登記事項証明書 550円

登記されていないことの証明書 300円

※印紙は、最寄りの法務局の印紙売捌所又は集配郵便局でお買い求めください。

※平成23年4月1日から証明手数料が引き下げられました。

●配偶者・四親等内の親族が請求する場合には、親族関係の分かる証明書類

戸籍謄本・抄本等(作成後3か月以内のもの)を提出していただきます。

●委任状(代理人による請求の場合)

下記リンクから印刷してご利用いただけます。

会社・法人が代理人となる場合は、代表者の資格証明書(作成後3か月以内の会社・法人の登記事項証明書など)が必要となります。

●来庁される方の印鑑

認印で結構です。

◎成年後見登記に関する証明書の交付における本人確認について

平成17年4月1日から「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、個人情報保護の観点から、成年後見登記に関する証明書の発行に際して、申請されるお客様の(請求者又はその代理人についても)本人確認につきご協力をお願いしております。

証明書申請の際に、**お客様の本人確認に関する書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等、氏名及び生年月日が分かる書類。)を提示**していただくようお願いいたします(東京法務局後見登録課へ郵送請求する場合には、その写しの送付が必要です。)。